

2019年5月短答式 → 8月論文式

企業法攻略ガイダンス

CPA会計学院 専任講師 高野大希

本ガイダンスは、5月短答後から論文式試験における企業法の対策を始めて、効率よく合格点を得るための戦略を伝える講座である。したがって、5月短答受験生を前提とした講義ではあるが、論文式試験における企業法の位置付けを再確認したい受験生にとっても有益であろう。

1. 論文式試験における企業法の位置付け

論文式試験は以下の日程で行われ、企業法は3日目の午前に実施される。

日程	科目	配点	時間
1日目	監査論	100点	2時間
	租税法	100点	2時間
2日目	会計学（管理会計論）	300点	2時間
	会計学（財務会計論）		3時間
3日目	企業法	100点	2時間
	選択科目（経営学）	100点	2時間

2. 出題形式

論文式試験では事例形式で「論述型」の問題が出題される。また、大問が2問出題され、それぞれ小問2問から構成されている。したがって、30分問題が4問出題されるというイメージを持つと良いであろう。そして、答案の文字数は、小問1問あたり約15行程度（標準的な文字のサイズで1行35文字）なので、実に120分の間に2,100字を書き上げる必要がある。

論文式試験における企業法が他科目と最も異なる点はこの解答字数の多さにある。解答字数が長ければ長いほど、単純な暗記掃き出しではなく、解答の論理性が採点に大きく影響するようになる。また、採点者の試験委員による裁量で点数が与えられやすくなる点は頭に入れておくと良いであろう。現に、受験対策予備校は多くあるが、毎年受験予備校が作成する論文式試験の模範解答は各予備校で全く同じものとはならず、多種多様な模範解答が作成されている。このことから、

次頁に「平成30年論文式試験」の問題と解答用紙を掲載するので、その形式を確認して欲しい。また、公認会計士試験では合格発表時に、試験委員による「出題の趣旨」が公表される。この「出題の趣旨」は、何を記述すべきであったかという点で非常に参考となる。合わせて掲載するので、確認してほしい。

第1問

甲株式会社（以下、「甲会社」という。）は、公開会社ではなく、取締役会設置会社でもない。甲会社の株主はA、B及びCの3名であり、甲会社の代表取締役はA、取締役はBである。

A及びBは、甲会社が募集株式の発行を行って資本金の額を増加させることで、会社の信用力を強化し、取引先を拡大したいと考えた。そこで、Aは、甲会社の株主総会を開催し、①100株の募集株式を発行すること、②募集株式の払込金額を100万円とすること、③一部の募集株式については、Aが甲会社に対して有する貸付債権5,000万円（以下、「本件債権」という。）を出資の目的とし、本件債権の価額を5,000万円とすること、④A及びBは各50株の募集株式を引き受けること、を提案した。上記提案は、A、B及びCの全員の賛成により可決・承認された。なお、①の株式の数は、甲会社の発行済株式の総数と同じであり、②の払込金額は、引受人であるA及びBにとって特に有利な金額ではなかった。

次に、A及びBは、上記株主総会の終結後に相談して、⑤Aは本件債権のみを出資し、金銭の出資は行わないこと、⑥Bは出資を行うだけの十分な資産を持っていないことから、Aが甲会社の保有する現金5,000万円をBに交付し、Bがその金員の全額を甲会社への出資の履行に充てること、を決定した。

この場合において、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。

問題1 Aが本件債権を出資するために経るべき会社法上の手続について、本件債権の弁済期が到来している場合と、まだ到来していない場合とに分けて、説明しなさい。

問題2 Bが上記⑥の出資の履行により取得した株式の払込みについて、B及びAは、甲会社に対して、会社法上どのような責任を負うか論じなさい。また、当該募集株式の発行の後、最初に開催される甲会社の株主総会において、Bは、上記⑥の出資の履行により取得した50株について議決権を行使することができるか論じなさい。

< 出題趣旨（監査審査会公表） >

問題1

本件債権の出資は現物出資に該当するため、会社法207条の手続を検討することとなる。本件債権の弁済期が到来していれば、現物出資財産の価額（会社法199条1項3号）は当該債権に係る負債の帳簿価額（券面額）と同額に定められているから、会社法207条9項5号により、同条の手続は不要である。

弁済期が未到来の場合には、原則として同条の手続が必要となるため、検査役の選任、調査が必要となる。もっとも、専門家の証明を受けた場合には、手続は不要である。

問題2

Bの払い込んだ金員は甲会社を出所とするものであり、Bは実質的には経済的な出捐をしたということはできず、甲会社も経済的な給付を受けたということはできないから、出資の履行は仮装によるといえる。

そのため、Bは会社法213条の2第1項1号に基づく責任を負う。また、Aは当該出資の履行の仮装に関与した取締役に当たり、そのことについて職務を行うについて注意を怠らなかったとはいえないから、Aも甲会社に対して責任を負い（会社法213条の3第1項）、BとAの責任は連帯する。

このとき、会社法209条2項によりBはその引き受けた株式について株主の権利を行使することが制限され、BまたはAが上記の責任を甲会社に対して果たすまでは、Bは50株について株主総会で議決権を行使することができない。

第2問

乙株式会社（以下、「乙会社」という。）と丙株式会社（以下、「丙会社」という。）は、いずれも公開会社であるが、種類株式発行会社ではない。乙会社と丙会社との間には、株式保有関係はない。

乙会社と丙会社は、吸収合併（以下、「本件合併」という。）を行うことを計画し、吸収合併契約（以下、「本件合併契約」という。）を締結した上で、会社法の規定に従い、それぞれの株主総会の決議によって本件合併契約の承認を受けた。本件合併契約には、①存続会社は乙会社、消滅会社は丙会社であること、②丙会社の株主に対し、合併対価として、丙会社株式1株につき乙会社株式1株を交付すること、などが定められた。

この場合において、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。なお、**問題1** 及び **問題2** は独立した問題とする。

問題1 乙会社は、株主総会（以下、「本件総会」という。）の決議（以下、「本件総会決議」という。）によって本件合併契約の承認を受けるため、法定の期限までに、株主に対し、法定の記載事項を全て記載した招集通知を書面で発した。ただし、乙会社は、本件総会決議について議決権を行使できる株主の議決権の20%を有する株主Aに対しては、本件合併に反対の意思を表明しており、その反対によって本件総会が紛糾するのをおそれて、本件総会の招集通知を発しなかった。このため、Aは本件総会決議に参加することができなかった。

その後まもなく、本件総会決議が行われたことを知ったAは、乙会社に本件合併の実施を断念させたいと考えている。本件合併の効力発生前の段階において、Aが会社法に基づいて採りうる最も効果的な法的手段を説明しなさい。

問題2 平成30年6月1日、本件合併契約の定めに従い、本件合併の効力が発生した。しかし、その後、乙会社の最終事業年度に係る計算書類（以下、「本件計算書類」という。）において、著しく多額の架空利益の計上が行われていたことが露見した。本件計算書類は、丙会社の本店において、本件合併に関する事前開示事項として、吸収合併契約等備置開始日から開示されていたものであった。

平成30年6月1日の時点において丙会社の株主であったBは、上記のことを知り、本件合併の効力を争うことにした。平成30年8月24日の時点で、Bは、本件合併の効力を否定するために、会社法上どのような訴えを提起して、どのようなことを主張すべきか論じなさい。

<出題趣旨（監査審査会公表）>

本問は、手続上の瑕疵のある株式会社同士の吸収合併につき、株主が、会社法に基づき、合併の効力の発生前及び発生後に採りうる法的手段について問うものである。

問題1

合併契約を承認する株主総会決議に際し、株主への招集通知漏れがある場合において、株主が合併の効力発生前に、合併を止めさせるために採りうる法的手段について問うている。解答にあたっては、合併の差止めを請求すべきことを述べるとともに、何が差止事由に当たるか、及び、株主が不利益を受けるおそれがあるかについて検討することが求められる。

問題 2

事前開示手続に重大な瑕疵がある場合において、株主が合併の効力発生後に、合併の効力を否定するために採るべき法的手段について問うている。解答にあたっては、合併無効の訴えを提起すべきことを述べるとともに、合併無効原因が認められるかどうかについて、事前開示手続の重大な瑕疵が株主や債権者にどのような影響を及ぼすかを踏まえながら、検討することが求められる。

第 1 問 解答用紙

問題 1

Blank lined area for the answer to Question 1.

問題 2

Blank lined area for the answer to Question 2.

3. 合格ボーダー

論文式試験では、大問ごとに得点（＝配点×偏差値÷100）が計算される。偏差値は素点に基づき計算されるので、素点ベースでの偏差値52ラインを示す。

	配点	2018年	2017年	2016年	2015年
第1問	50点	27点	25点	27点	22点
第2問	50点	29点	28点	25点	23点

素点ベースのボーダーは他科目より高い水準になりやすいことが分かるだろう。しかし、実際の答案を分析すると、監査審査会が公表している＜出題の趣旨＞に沿った記載がなされていれば、細かな趣旨等の記載により細部で点数が異なるものの、小問ごとに約7割～8割の素点が獲得できている印象がある。合計点でボーダーを超えるためには、4つの小問のうち3つについて骨格を外さないことができれば十分であるという認識をもつとよい。

また、例年、素点が1点変わると偏差値が0.8～1変動する（大問ごとに偏差値は計算されるので、企業法全体の得点としては0.5変わる）。したがって、不要なミスは避けなければならない。

本ガイダンス資料には、偏差値52となる答案を添付している。決して、合格ボーダーの答案が非常に高いレベルの水準にあるという訳ではないことが分かるだろう。

4. 過去10年の出題実績

過去10年間の出題実績は、次頁のとおりである。2019年の大本命は「機関」であるが、前述のとおり4つの小問のうち3つについて骨格を外さないようする必要があるので、ある程度網羅的に学習する必要がある（出題実績を参考に、強弱をつけることは構わない）。

また、表中に「★」をつけたのは平成26年会社法改正からの出題である。近年は、ここからよく出ているので、十分に対策を取っておいてほしい。

< 出題実績一覧 >

	機関	株式	設立
2018年			
2017年	<ul style="list-style-type: none"> ・利益供与の禁止 ・株式会社に対する損害賠償責任(内部統制システムの構築) ★ ・多重代表訴訟制度 ★ 	<ul style="list-style-type: none"> ・名義書換の不当拒絶 	
2016年	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会決議の瑕疵 ・表見代表取締役 	<ul style="list-style-type: none"> ・種類株式の設計 	
2015年	<ul style="list-style-type: none"> ・決議取消しの訴え ・決議不存在確認の訴え 		<ul style="list-style-type: none"> ・財産引受けの手続と不足填補責任
2014年	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反取引 		
2013年	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役の報酬(SO, 退職慰労金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・承認のない譲渡制限株式の譲渡 	
2012年	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社に対する損害賠償責任 ・専断的代表行為 		
2011年	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者に対する損害賠償責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己株式の有償取得 	
2010年	<ul style="list-style-type: none"> ・利益供与の禁止 ・株主代表訴訟制度 		<ul style="list-style-type: none"> ・現物出資の不足填補責任 ・定款に記載のない財産引受の追認
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役・会計監査人の解任 		

	資金調達	計算	組織再編行為
2018年	<ul style="list-style-type: none"> ・債権の現物出資 ・仮払込の責任 ★ 		<ul style="list-style-type: none"> ・吸収合併の差止請求 ★ ・吸収合併無効の訴え
2017年			
2016年			
2015年			
2014年	<ul style="list-style-type: none"> ・社債管理者 		
2013年	<ul style="list-style-type: none"> ・新株発行無効の訴え 		
2012年			<ul style="list-style-type: none"> ・株式交換
2011年		<ul style="list-style-type: none"> ・財源規制違反の責任 	
2010年			
2009年	<ul style="list-style-type: none"> ・募集株式発行の差止請求 ・新株発行無効の訴え 		

※ その他「持分会社」「会社法総則」「金融商品取引法」は論文式試験の重点出題項目であるものの、過去10年間出題されていない。

5. 論文式試験で必要となる力

前述のとおり、論文式試験では大問が2つ出題され、各大問に小問2つという形式で出題されるが、近年では長文の事例形式で出題される。事例の中で、解答するための前提条件や、問題点が明示される。

そのため、論文式試験においては、テキストの知識を暗記してそれを文章にするだけでなく、問題を適切に読み取り論点と結びつける力が必要となる。そのため、論文式試験においては、以下の3つの力が必要である。

- (1) 問題文を正確に読み取る力
- (2) 適切に条文を理解し、適用する力
- (3) 答案を構成する力

(1) 問題文を正確に読み取る力を養う ◦ 答案練習、過去問

問題文では、登場人物を正確に把握することが重要である。具体的には、登場する会社の機関設計や代表取締役の名称等を整理する。このような問題分析能力は、事例形式の問題を数多く解き、経験値を積むことで、自然と身に付くだろう。

(2) 適切に条文を理解し、適用する力を養う ◦ テキスト、条文通読

事例形式の問題では、事例の中で「何かしらの問題が発生」していたり、「誰かが困っていたり」する。このような状況について、会社法の規定を用いて解決してあげる、というのが論述問題の構造である。そのため、ある程度の会社法に関する知識がなければ、当然に解決策を提示することはできない。

< 論点型の問題とは >

問題を解決するにあたっては、

- ① 条文をそのまま当てはめて適用することができるもの
- ② 条文を当てはめるために規範定立が必要となるもの
- ③ そもそも条文が存在しないため、趣旨から検討するもの

がある。このうち②及び③は「論点型」の問題と呼ばれ、判例（や学説）の見解に基づいて解答をすることが求められるので、事前に規範定立と結論をおさえておくことが望ましい。次ページに論点一覧を掲載しているので、論文に向けた学習のベースにしてほしい。

(3) 答案を構成する力を養う ◦ 答案練習、過去問

(1)、(2)により、問題点の抽出、それを解決するための論拠が特定できたのであれば、後はそれを答案に表現するのみである。しかし、企業法では長文を解答しなければならないため、無計画に書きだしてしまうと、とりとめのない文章になりかねない。そのため、文章を書き出す前に最低限の答案構成を行う必要がある。

この力を養うためには、答案練習、過去問や論文問題集を解くにあたって「自分で答案構成をする」作業までは最低限行うように意識する必要がある。

<論文論点一覧> ※ CPAテキストをベース

範囲	分野	論点	関連条文	重要度	Check
会社法総則	—	法人格否認の法理	民法1条3項	C	□□□
機関	株主総会	取締役会から株主総会への権限移譲	295条2項	B	□□□
機関	株主総会	代表取締役の選定権限を株主総会の権限とすることができるか	295条2項	B	□□□
機関	株主総会	全員出席総会	—	A	□□□
機関	株主総会	代理資格を株主に限定する定款規定の効力	310条1項	B	□□□
機関	株主総会	利益供与の禁止の対象	120条	B	□□□
機関	株主総会	従業員持株制度と利益供与の禁止との関係	120条	B	□□□
機関	株主総会	決議取消しの訴えにおける提訴期間経過後の新たな取消事由の追加	831条	B	□□□
機関	株主総会	他の株主に対する瑕疵を主張して決議取消しの訴えを提起できるか	831条	B	□□□
機関	役員等の選解任	横滑り監査役の就任可否	335条	B	□□□
機関	取締役会	重要な財産の処分・譲受、多額の借財の判断基準	362条4項	A	□□□
機関	取締役会	代表取締役の解職決議の対象となる代表取締役が特別利害関係取締役に該当するか	369条2項	B	□□□
機関	取締役会	一部の取締役に対する招集通知もれがあった場合	368条1項	A	□□□
機関	代表取締役	代表権の濫用行為の効力	—	A	□□□
機関	代表取締役	代表取締役の専断的代表行為の効力	—	A	□□□
機関	代表取締役	取締役会の決議を欠く代表取締役の取引行為	362条4項	A	□□□
機関	代表取締役	表見代表取締役の要件	354条	A	□□□
機関	代表取締役	表見代表取締役（354条と908条1項の関係）	908条1項	A	□□□
機関	代表取締役	表見代表取締役（使用人への354条の類推適用）	354条	A	□□□
機関	取締役の義務と報酬	善管注意義務と忠実義務の関係	330条355条	B	□□□
機関	取締役の義務と報酬	競業禁止義務の規制対象	356条	A	□□□
機関	取締役の義務と報酬	競業取引の包括的承認の可否	356条	B	□□□
機関	取締役の義務と報酬	利益相反取引の制限の対象	356条	A	□□□
機関	取締役の義務と報酬	1人会社における利益相反取引の承認の要否	356条	B	□□□
機関	取締役の義務と報酬	承認を欠く利益相反取引の効力	356条	A	□□□
機関	取締役の義務と報酬	取締役の報酬等の範囲（使用人兼務取締役の使用人分給与）	361条1項	B	□□□
機関	取締役の義務と報酬	取締役の報酬等の範囲（退職慰労金）	361条1項	A	□□□
機関	取締役の義務と報酬	取締役の報酬等の範囲（確定報酬）	361条1項	A	□□□
機関	取締役の義務と報酬	取締役の報酬等の範囲（具体的金額の取締役への一任）	361条1項	A	□□□
機関	取締役の義務と報酬	取締役の報酬等の範囲（ストック・オプション）	361条1項	A	□□□
機関	取締役の義務と報酬	取締役の報酬等の範囲（報酬額の変更の可否）	361条1項	B	□□□
機関	監査役	業務監査権の範囲	—	B	□□□
機関	監査役	顧問弁護士の監査役資格	—	C	□□□
機関	役員等の損害賠償責任	株式会社に対する任務懈怠責任の要件	423条	A	□□□
機関	役員等の損害賠償責任	役員等の第三者責任の法的性質	429条	A	□□□
機関	役員等の損害賠償責任	役員等の第三者責任における第三者の範囲	429条	B	□□□
機関	役員等の損害賠償責任	役員等の第三者責任(平取締役の監視義務)	429条	A	□□□
機関	役員等の損害賠償責任	役員等の第三者責任(名目的取締役)	429条	A	□□□
機関	役員等の損害賠償責任	役員等の第三者責任(表見的取締役)	429条	A	□□□
機関	役員等の損害賠償責任	役員等の第三者責任(退任登記未了の取締役)	429条	A	□□□

範囲	分野	論点	関連条文	重要度	Check
株式	株主平等原則	株主平等原則が問題となる場合（株主優待制度）	109条	B	□□□
株式	株主平等原則	株主平等原則が問題となる場合（従業員持株会）	109条	B	□□□
株式	株主平等原則	株主平等原則が問題となる場合（特定の株主に対する贈与契約）	109条	B	□□□
株式	株式の譲渡制限	権利株譲渡の効力	35条など	B	□□□
株式	株式の譲渡制限	株券発行前の株式譲渡の効力	128条2項	B	□□□
株式	株式の譲渡制限	会社が株券発行を不当に遅滞している場合の株券発行前の株式譲渡の効力	215条1項	B	□□□
株式	株式の譲渡制限	会社の承認を欠く譲渡制限株式の譲渡の効力	108条	A	□□□
株式	株式の譲渡制限	会社と株主間の契約による譲渡制限の効力	-	B	□□□
株式	自己株式の取得	適法に取得した親自己株式の法的地位	-	A	□□□
株式	自己株式の取得	違法取得の効力	-	A	□□□
株式	子会社による親会社株式の取得	適法に取得した親会社株式の法的地位	-	B	□□□
株式	子会社による親会社株式の取得	違法取得の効力	-	B	□□□
株式	株主名簿	名義書換の不当拒絶	130条	B	□□□
株式	株主名簿	会社側からの権利行使の許容	130条	B	□□□
株式	株主名簿	失念株に対する狭義の譲渡当事者間の関係（募集株式の割当の帰属）	-	A	□□□
株式	株主名簿	失念株に対する広義の譲渡当事者間の関係（剰余金の配当の帰属）	-	A	□□□
株式	特別支配株主による株式等売渡請求	売渡株式等の取得の無効の訴え（無効原因）	846条の2	B	□□□
設立	発起人と設立中の会社	設立中の会社	-	B	□□□
設立	発起人の権限の範囲	設立中の会社の権利義務関係	-	A	□□□
設立	発起人の権限の範囲	会社成立後未払いの設立費用の法律関係	28条	B	□□□
設立	発起人の権限の範囲	定款に記載のない財産引受けの効力	28条	B	□□□
設立	会社財産の確定	預合いの効力	965条	B	□□□
設立	会社財産の確定	見せ金の効力	-	A	□□□
資金調達	募集株式の発行	有利発行における「特に有利な金額」の意味	199条3項	B	□□□
資金調達	募集株式の発行等の差止請求	著しく不公正な方法の意義（主要目的ルール）	360条	A	□□□
資金調達	募集株式の発行等の差止請求	株主が不利益を受けるおそれの意味	360条	B	□□□
資金調達	新株発行無効の訴え	無効原因	828条	A	□□□
資金調達	新株予約権無償割当て	新株予約権無償割当てを利用した敵対的買収の防衛策と株主平等原則の関係	109条	C	□□□
計算	剰余金の配当に関する責任	支払請求を受ける株主の範囲	-	B	□□□
計算	剰余金の配当に関する責任	違法な剰余金の配当の効力	-	A	□□□
組織再編行為	組織再編行為の瑕疵	無効原因（合併比率の不公正）	828条	B	□□□
組織再編行為	事業譲渡等	事業譲渡の意義	467条	A	□□□
組織再編行為	事業譲渡等	瑕疵ある事業譲渡等の効力	467条	A	□□□
会社法総則	商号	名板貸人の責任	9条	A	□□□
会社法総則	登記	登記の効力	908条	A	□□□

6. 文章の書き方

答案の作成方法については、問題のパターンごとに形を用意しておくこと、文章が書きやすくなる。

企業法の出題パターンは、説明型（どのような手続きが必要を述べる）と論点型（条文への当てはめを検討する）に分けられる。それを踏まえ、以下の点に留意して学習してほしい。

- (1) 条文を引用する際には、丁寧に条文の内容を写したうえで、条文番号を指摘する。また、その際には条文の趣旨を沿えて記載する。
- (2) 論点型の問題の場合には、以下のような流れで解答を作成するのが基本である。

問題提起

問われている事項を答えるためのハードルを示す。

→ 解決するためには、何を解釈すべきなのか、問題提起する。



規範定立

一般論として、どのように解釈すべきかを述べる。

→ 判例があるものは判例に従う。そのため、論点については判例の理解が必要。



当てはめ

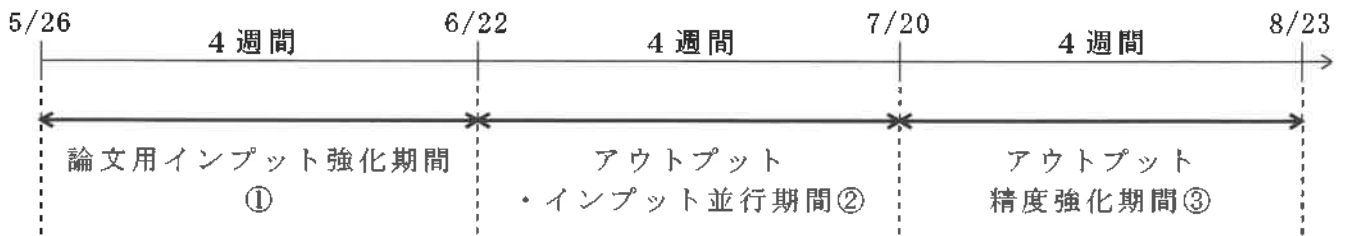
規範定立で述べた解釈を問題の事案に当てはめる。



結論

規範定立・当てはめにより、問いに対する解答を示して文章を締める。

7. 5月→8月を突破するためのスケジュール



- ① まずは、論文に向けたインプットの強化が必須となる。
逆に、インプットの知識が弱い状態でアウトプットの強化に取り組んでも効率が悪い。そのため、まずは論文用の論点のインプットに注力することが必要である。

使用教材：論対集②，テキスト
講義：論文ダイジェスト講義

- ② ①にめどを立てたのち、「解きながら覚える」という作業を行う。
具体的には、答案練習や過去問を題材にして、テキストを見ながら解く（テキストを見ないで解けるならそれが良い）。そうすることで、アウトプットの視点を取り入れることができつつ、インプットが強化される。
この際には、実際の文章は書かなくとも、答案構成までおこなえば十分である。

使用教材：答練，過去問

- ③ 最後の1週間は答練を繰り返し解き、その精度を上げていく作業を行う。本来的に網羅性を追究するためには、テキストを回転すべきであるが、それでは範囲が膨大となってしまう。そこで、重要論点は答練でカバーできることから、答練の精度を上げることで、企業法の力を養うことで効率よく学習することができる。

使用教材：答練，過去問

8. 5月→8月を突破するために重要なこと

- ① 最後まで諦めないこと。模試や答案練習では、短答免除者、12月短答合格者と大きな実力差を感じると思う。しかし、それはあくまで「予備校の中での」順位であり、本試験の順位とは全く関係のないものである。本試験でしっかり合格点を確保する、本試験にしっかりとピークを持ってくる、そのことだけを考えて、本試験まで諦めずかけて抜けてほしい。
- ② 質問をすること。分からない論点にぶつかったとき、悩み、自分自身で考えることは、短時間で論文式の力を養うという観点では不適切である。分からない論点があったなら、5分考えて分からなければ、すぐ質問すること。自分で考えると30分かかることが、5分で解決できる。

【MEMO】



素点 29

偏差値 53.6

第1問 答案用紙 (企業法)

26.8

問題1 ① 甲会社は株式会社である。② 株式会社は株式の発行に特別決議が必要である(99条1項3号2項、39条2項)。③ Aが本件債権を投資する際、本件債権の弁済期が到来している場合、現物出資財産が株式会社内部で金銭債権であり、当該金銭債権について定められた、現物出資の金額が当該金銭債権に係る負債の中減価額に相当する場合は、現物出資の金額について、現物出資財産の帳簿上の金額は必要としない(207条1項4項5号)。④ 出資に不利益が生じない限り、甲会社の弁済期が到来して500万円の本権債権が、甲会社の本権債権に係る負債の額に相当しないが、甲会社は本権債権の調査が必要としない。⑤ 本件債権の弁済期が到来している場合、帳簿上の現物出資(1)に対する調査が必要としない(207条1項)。⑥ 甲会社は本権債権の取得と等しいと認められ、甲会社に弁済期が到来していない本権債権に対し株主の調査は必要としない。

問題2 ① 株式を引当金として簿上消去された期日までに全部で会社に払い込まなければならない(208条1項)。Bは500万円全額を支払ったと主張するが、Aが甲会社に保有する現金500万円である。そのため、Bの払い込みは出資の仮払込みと見なされる。② Bの出資は仮払込みと見なされ、これを会社に下した金銭が会社に支払ったこととなる。③ 出資の履行をした募集株式の引当人は、株式会社に対し、仮払した株式引当金の金額を全額支払う義務を負う(203条1項2号)。④ 甲会社は株式の確保を怠らぬ。そのため、出資の履行をしたBは、甲会社に対し500万円全額を支払う責任がある。さらに、募集株式の引当人が出資の履行を仮払するに着手した取締役は、株式会社に対し、仮払した引当人と連帯して、仮払した金額の支払い義務を負う(203条1項1、2項)。⑤ そのためBは甲会社が保有する500万円を以てBの仮払込みと見なされた代表取締役AはBと連帯して、仮払した金額を甲会社に支払う責任がある。⑥ 30株の株式は出資がとれているが株式としての効力はなく議決権を行使することはできない。おいては付116

評	点



素点 28.5

偏差値 51.7

第2問 答案用紙
(企業法)

問題1 / 本件合併が効力発生前時、甲合併無効の訴え(827条1項)は提起できない。
 2. ここで、乙会社は公開会社であるから、株主の株主総会への出席の機会を確保を十分の準備を目的として、株主総会の2週間前まで、株主に招集通知を送る必要がある(299条1項)。
 3. (乙会社は20%の議決権を持つA社に対し招集通知を行っており、Aは本件総会に出席してはいない。本件総会には、招集手続が法令違反であるという瑕疵が存在する。
 3. ここで、当該瑕疵の重要性により、決議不存在確認の訴え(830条1項)又は決議取消の訴えをAは提起できる。ここで、Aは乙会社の大株主と決議の召集の瑕疵が乙会社による通知漏れに理由を不備であることから、決議不存在確認を提起できると言える。また、これを上れば、その効果は溯及的であり(839条)、数量要件(831条2項)の満たないため、Aが乙社による召集の瑕疵を法的な手段は決議不存在確認の訴えと見なされる。

問題2 / 1. まず、本件合併は効力が発生していることから、その効力について、Bは合併無効の訴えにより争う必要がある(828条1項7号)。この訴えは効力発生日である平成30年6月1日及びその明以前に提起する必要があるから、平成30年6月4日時点ではこの要件を満たさず(828条1項7号)。またBは効力発生日時点で、丙会社株主であるから、この訴えを提起できる(828条2項7号)。よってBは本件合併について無効原因があるのとして吸収合併無効の訴えにより、本件合併の効力を否定できる。また、この訴えが、この訴えを提起する人、期間、この訴えについて制限(240条)は、効力発生日後に構築された法律関係の整理、法律関係の統一の確保、法的安定性の確保を目的として行われることである。またこの訴えにより、株主等は不利益を被る程度の救済される。

2. 次に本件合併の無効原因が未決の問題となる。ここで、合併については、効力発後に多数の法律関係が構築されることから、取引の安全を因りたか、その無効原因は発生した後に解決しなくてはならない。よって、乙会社は合併に同意した丙会社であるから事前に開示(801条1項)を行うべきところ、本件計算書に多数の株主利益が計上されたこと、この事前開示の趣旨は、利害関係者に情報を提供し、その適否を判断して、株主総会での議決権行使等に役立てるためであるから、この情報に不備があったことで、当該事前開示は適切に存在したとは言えない。よって、これを以て、株主の判断や、差止請求権の行使に重大な影響があったと認め、これは無効原因であると解可。

3. よってBは吸収合併無効の訴えを提起し、乙会社の事前開示に重大な不備があったことを主張すべき。

評	点